

愛知県ライフル射撃協会 シューターズ スタンプカード制 運用規程

1 スタンプカード制の目的

競技会への積極的な参加意欲を促す。

2 適用範囲

(1) 対象競技会

県協単独主催競技会の県選手権、国スポ予選、月例会を対象とする。

県主催競技会であっても、複数県参加大会及びCP競技は除く。

(2) 対象者

対象競技会に参加した県ラ会員(特段の事情がある場合を除き、当該年度の会費納入済み会員)

3 スタンプカード制の内容

(1) スタンプカードの交付

対象競技会参加時にスタンプカードを交付する。

受領したカードには必ず記名する事。

10押印完了、紛失または持参忘れの場合は新カード(無押印)を交付する。

複数カードの押印を合算して使用することはできないので注意すること。

(2) スタンプの貯め方

対象競技会参加の受付にて、スタンプカードの捺印欄へ競技委員長印を押印する。

1競技会2種目参加の場合も1押印とする。

役員専任での参加の場合もスタンプを1押印する。

(3) スタンプカードの使用方法

10押印完了のカードを対象競技会参加の受付時に提出し、参加料の1000円割引を受ける。

役員専任の場合は日当1000円に充当、若しくは競技参加料割引に使用出来る。

(4) スタンプカードの有効範囲及び期限

会員本人が本会会員である間は無期限有効とするが、譲渡、貸借、換金は出来ない。

但し学生が卒業時に本会を退会する場合は、学生への譲渡を認める。

4 特別割引カード授与制度

特筆すべき成績を残した選手に1000円割引に当たるカードを発行する。

対象は日本新記録、日本タイ記録、県新記録、県タイ記録達成者及びG1大会入賞者とする。

(AR60、AR60W、FR60PR/R60PRの少数点県新記録、県タイ記録については27年度から対象とする)

カード授与を希望する記録達成者は、文書または県ラHPの申請フォームにより申請する事。

付則

(1) この規程は平成26年4月1日から施行する。

(2) 愛知県ライフル射撃協会ベストシューティングポイント制運用規程は廃止する。